

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成25年4月22日（月）午後1時30分から

3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第1号 農地法第5条許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成25年度第1回錦江町農業委員会総会を開会いたします。
| 本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会
| は成立していることをお知らせします。
| それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員
| を5番厚ヶ瀬委員と6番黒瀬委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
| 次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 (発言なし)

議長 ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。それでは附議事項に入ります。議案第1号農地法第5条許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第5条許可申請について」説明いたします。農地法第5条許可申請受付番号1号の譲受人はK、KさんN自治会にお住いの方です。一方譲渡人はK、AさんN自治会の方です。申請地は、城元字中園字都2196-1番、地目は台帳現況ともに畑、地積は403㎡です。申請事項の内、転用目的は一般住宅となっており、転用理由は現借地上の住宅が老朽化したので、申請地に新たに住宅を新築したいということです。申請地の現況、位置等につきましては別紙資料4ページから6ページまでのとおりですので、確認をお願いします。農地の区分につきましては、農振地域内ではありますが、農用地区分では区域外となっています。担当調査委員は4番の木原委員となっています。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。4番木原委員に調査報告をお願いいたします。

4番木原委員 譲受人と譲渡人の関係については、伯父、甥の関係でありまして、Aさんの一番上の兄さんの長男がK、Kさんで、現在Nに勤務している方です。調査につきましては、4月18日、会長と事務局職員2名と私で調査をいたしました。場所については、N自治会内でありまして、S、Sさんの住宅をご存知の方が多いと思いますが、Sさんの住宅の下の方に位置するところです。調査時点で土留めのような壁工事、これが3メートル位、それと盛土が約2メートルする予定のうち一部がされておりまして、工事中でありましたので事前着工とみなして、始末書の提出を求めたところでもあります。他には隣接農地等はなく、生活排水は水路自然放流、汚水処理については合併浄化槽を設置するというので、他に支障はないと思われま。そこは、皆様方のご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今調査報告がありました。質問あるいは異議等はありませんか。

4番木原委員 これは、贈与だそうです。

事務局 事務局からは、事前着工をしないようにということで、業者にも連絡をしてありますが、それをわかった上でやったのか、すでに今説明があったとおり、よう壁と土が入っていましたので、事前着工ということで始末書を出していただくということで当日指示をして、今日いただいたところです。

議長 何かありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第1号農地法第5条許可申請について採決します。議案第1号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号農地法第5条許可申請については原案のとおり許可することに決定し、鹿児島県農業会議へ諮問します。次に議案第2号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第2号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について説明いたします。

初めに受付番号1号の譲渡人は、鹿児島県地域振興公社鹿児島市所在です。申請地は、神川字帰り山6390-1番、地目は台帳現況共に畑、地積は6,779㎡です。

譲受人は、T、MさんU自治会にお住いの方です。経営規模は、世帯員3、労働力2、自作地が40,291㎡、小作地が25,633㎡で大根、甘藷を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、堆肥散布機、大根洗い機となっています。担当調査委員は、6番黒瀬委員です。

次に受付番号2号の譲渡人は、Y、MさんK町在住の方です。申請地は、城元字前ノ迫4041-1番、地目は台帳現況共に畑、地籍は3,650㎡です。

譲受人は、Y、HさんY自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力3、自作地のみ56,210㎡で小作地はありません。タバコ、大根を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、トラック、甘藷ハーベスタとなっています。担当調査委員は18番安水委員です。

次に受付番号3号の譲渡人は、M、HさんK自治会の方です。申請地は、城元字池ノ尾4612-3番、地目は台帳現況共に畑、地籍は1,806㎡です。

譲受人は、Y、MさんY自治会の方です。経営規模は、世帯員7、労働力4、自作地が88,245㎡、小作地が3,602㎡でタバコ、甘藷を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック等となっています。担当調査委員は18番安水委員です。

議長 | それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、黒瀬委員から順次調査報告をお願いいたします。初めに6番黒瀬委員お願いします。

6番黒瀬委員 | それでは発表いたします。受付番号1番でございます。

この1番につきましては、農地保有合理化事業の案件でございます。譲受人でありますTさんにつきましては、今、お話がございましたとおり認定農家でありまして、たばこ廃作農家でもございます。タバコを止めた後に、甘しょ、大根すべての作物を大々的にやっつけていらっしゃる方でございます。

Tさんについては、全ての項目をクリアして、何ら問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。以上です。

議長 | ありがとうございます。次に安水委員報告をお願いいたします。

18番安水委員 | 補足いたします。2番のY、Hさんですけれども、Y自治会の方でたばこを中心からいも、干し大根等を作付されていまして、認定農家でもございまして、まだ、若手の方で、48歳という若さで頑張っておられます。自分の管理する畑はもとより借りている畑も十分管理されていますので、何ら問題はありません。

場所につきましてはY自治会の集落に近いところの南部開発地内です。

一応、この件につきましては、反当り55万円というのを基準にしまして、端数を切り捨てまして、ちょうど200万円ということで、話し合いがつきましてので、報告します。

それと3番のY、Mさんですけれども、これにつきましては、M、HさんとY、Mさんは、親せきということで話がまとまっております。

Y、Mさんもタバコ、からいも、干し大根を中心とした大規模農家で、毎回出てくるんですが、彼も認定農家でございます。

場所につきましては、池田団地の南部開発地域ですので、よろしく願いいたします。

それと価格につきましても、反当り55万円ということでしました、価格の方につきましては、99万3,300円ということで契約しました。

M君につきましても、畑の管理機械等も十分に揃い、管理されていますので、何ら問題はないと思えます。

審議の方をよろしく願いいたしたいと思えます。以上です。

議長 | ありがとうございます。ただ今2人の委員から調査報告がありましたが、1号から3号までについて、質問異議等はないかお諮りします。ございませんか。

10番平原委員 | 1番の価格はいくらですか。

6番黒瀬委員 | 当初は、40万円位で契約されていたと思えますが。

事務局 | 40万円で契約されていて、270万円位だったと思うのですが、それに手数料が入ってきますので、3年間据え置きをするということで、この手数料込みの金額が279万2,948円での今回の売り渡しになります。公社からのですね。手数料が入る関係で、1円の位まで出てきます。

議長 | 何かありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第2号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第2号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第2号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請については、原案のとおり許可することに決定しました。

| 次に議案第3号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第3号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について説明いたします。

| 初めに受付番号1号2号については貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。2筆の貸し人は、K, SさんK市在住の方です。申請地は、

| 1号が田代麓字油木田932-1番、現況地目は田、地積は1,066㎡

| 2号は田代麓字油木田933-1番、現況地目は田、地積は478㎡で2筆合計1,544㎡です。

| 貸付期間は平成25年5月1日から平成30年12月14日まで、小作料は6,000円です。

| 借り人は、H, HさんM自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力1、雇用労働力7人で延べ340日、自作地が11,018㎡、小作地が30,153㎡で飼料作物を主に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、乾燥機、ショベルカー、田植え機、ライムゾアとなっています。担当調査委員は、4番木原委員です。

| 次に受付番号3号から5号については貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。3筆の貸し人は、H, K弘さんK市在住の方です。申請地は、

| 3号が田代麓字前田881-1番、現況地目は田、地積は721㎡

| 4号は田代麓字池増887-2番、現況地目は田、地積は300㎡

| 5号は田代麓字池増887-3番、現況地目は田、地積は715㎡で3筆合計1,736㎡です。

| 貸付期間は、平成25年5月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で7,000円です。

| 借り人は、前号同様H, Hさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号と同じく4番木原委員です。

| 次に受付番号6号と7号については貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。2筆の貸し人は、Y, MさんK区の方です。申請地は、

| 6号が馬場字西2742番、現況地目は田、地積は1,498㎡

| 7号は馬場字西2744番、現況地目は田、地積は832㎡で2筆合計2,330㎡です。

| 貸付期間は、平成25年5月1日から平成30年12月14日まで、小作料は米30kg7俵です。

| 借り人は、F, TさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、雇用労働力1人で延べ60日、自作地のみ7,566㎡で小作地はありません。水稻、馬鈴薯を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、動噴、管理機となっています。担当調査委員は、前号同様4番木原委員です。

| 次に受付番号8号と9号についても貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。2筆の貸し人は、T, TさんN自治会の方です。申請地は、

| 8号が田代麓字出口2900-1番、現況地目は田、地積は1,417㎡

| 9号は田代麓字坂元2939番、現況地目は田、地積は1,484㎡で2筆合計2,901㎡です。

| 貸付期間は、平成25年5月1日から平成35年12月14日まで、小作料は全部で10,000円です。

| 借り人は、K, SさんI自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力1、自作地はなく小作地のみ4,857㎡で水稻を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、田植え機となっています。担当調査委員は、9番樋渡委員です。

次に受付番号10号の貸し人は、M, KさんK自治会の方です。申請地は、
神川字東上ノ迫1275-1番、現況地目は畑、地籍は908㎡です。
貸付期間は、平成25年5月1日から平成30年12月14日まで、小作料は3,000円です。
借り人は、K, HさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力2、自作地が
4,718㎡、小作地が2,443㎡で水稲、馬鈴薯を主体に経営されています。農業機械の所有状
況は、軽トラック、イモ堀機、動噴、茎葉処理機、トラクターとなっています。担当調査
委員は、7番牧原委員です。

最後に受付番号11号の貸し人は、元吉悦子さん霧島市在住の方です。申請地は、
馬場字西ノ下863番、現況地目は田、地積は2,252㎡です。
貸付期間は、平成25年5月1日から平成28年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありま
せん。

借り人は、岩倉 勉さん鹿屋市在住の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作
地のみ469㎡で小作地はありません。水稲、馬鈴薯を主に経営されています。農業機械の
所有状況は、本人所有はないようですが借用等で対応されているようです。担当調査委員
は、10番平原委員です。

議長 それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、木原委員から順次調査報告をお
願いいたします。初めに4番木原委員をお願いします。

4番 借里人のH, Hさんについては、先月も設定をいたしました。田代麓地区における遊
木原委員 休農地解消事業による利用権設定でありまして、Hさんの分については、先月設定した農
地と隣接しておりまして、飼料米やら後は飼料作物をつくるということで、先月も、その
前も承認をいただいております。 よろしく願いいたします。

それと6号と7号につきましては、場所については、N集落の入り口の川を渡ったとこ
ろであります。この2筆については、永年、Fさんが耕作されておりましたが、今回、転
作事業等で利用権設定の必要があるというようなことで、設定をしてほしいという依頼を
受けまして、利用権設定をするものであります。F, Tさんについては、現在80歳とい
うことで高齢ではあります。夫婦とも元気であられまして、資料にもありますとおり、
雇用もされますし、息子さんがちょうどY, Mさんの住宅の近くに住んでおりまして、N
の関連する職場で働かれておりまして、農作業は土曜、日曜日ですが、普通の日も5時
がなってから作業をされたりして、労働力については問題はないと思います。あとについ
ては、機械等も、技術も全部ありますので、問題ないのではないかと思います。 よろし
く願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に樋渡委員報告をお願いいたします。

9番 報告いたします。
樋渡委員 貸し人のTさんが体調を壊してですね、今年から作らないということをおかれまして、
K, Sさんがもっと規模拡大をしたいという希望がありまして、快く引き受けてもらえま
して、今回Kさんが作ることになりました。水稲が主なのですが、自分の主な仕事は運送
会社の社長をされておられる方で、農業もちょっと頑張りたいということで、規模
拡大を徐々にやっておられる方です。

農業機械も水稲に関してはそれなりに全部揃っております。それと、今まで設定された
田んぼも十分管理されて、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に牧原委員報告をお願いいたします。

7番 報告いたします。
牧原委員 この10番のM, Kさんですが、ここの畑は耕作放棄地で、ちょっと荒れていたもので
すから、それをこのK君に2年間タダということで、K君も今、まだ25歳で若いのです
が、お父さんと一緒に農業の勉強をしたいということで、頑張っておりますので、使用料
も2年間タダで、その後も3,000円と安いことから、話を持っていきまして、彼の方
が作りますということで、機械等の所有も、お父さんが持っていらっしやって何ら支障が
ないということで、農業の従事日数も問題ございません。

今現在作られている、この前もじゃがいもを採っているところで会いまして、話をした
んですが、まず、もうそろそろ認定農家にも入りたいということで、話もきております。
何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に平原委員報告をお願いいたします。

10番 平原委員 | ご報告をいたします。
MさんとIさん、正式にはIさんの奥さんと従姉妹です。
Iさんは、県職員で、Nの普及所にもおられた方です。現在は、まだ、週に2～3回、
県の方にも出向いて仕事に行くということでございますけれども、そのあと残った日数で
農業をしたいと。
その469平方メートルは、ルミエールからちょっと上がったところに自分の田んぼが
あります。やる気があって、Iさんは昔から私もよく存じ上げている方ですが、一所懸命
な方です。 よろしく願いいたします。

議 長 | ありがとうございます。ただ今4人の委員から調査報告がありましたが、1号から1
1号までについて、質問異議等はないかお諮りします。ございませんか。

4番 木原委員 | 11号については、労働従事日数が150日となっておりますが、160日以上ではな
かったですかね。

10番 平原委員 | はい、160日以上です。

事務局 | 基盤強化法については、厳密に言えば160日、それから農業の従事状況というのがある
りますけれども、平成24年度中の取り扱い例でも、類似の内容がありましたので、10
日従事日数の申告は足りませんが、これで特段の認めない要件には取り上げなくて
も良いのではないのかなという考えです。
今、平原委員からも説明がありましたとおり、我々は直接お聞きしたわけではないです
けれども、本人の意欲、取り組み姿勢ということが伺えますので、このまま取り上げて
差し支えないのではという風に考えます。

4番 木原委員 | 私は、あえて言ったんです。というのが、委員の勉強にもなるのではないかと思ったか
ら言ったわけでありまして、160日というのを頭に入れておけば、たぶん利用権設定の
時に、日数を160日と書くのではないかということですね。
気を付けた方がよいのではないかと思ったから言ったわけです。そこを、何回も融通を
利かすというのはよくないのではないかと。

事務局 | Iさんは、来ていらっしゃるようです。

10番 平原委員 | 田んぼを見に行きました。この469平方メートルの。きれいに何やらから植えてありま
す。しょっちゅう来てみたいですね。

議 長 | 書き方の違いですね。

事務局 | 書き方がですね、代書さんの方が作成されてこられて、そのままこちらに提出されたの
で。

事務局 | 平原委員さんの調査のもとで、日数を変更すれば良いのではないですか。
週に2日程度は何か臨時で働いていらっしゃるみたいですが、それを除いても20日
程度は来られるのではないかと思いますので。

4番 木原委員 | 日数については、5時がなってから見回るだけでも日数に入れて良いはずですので、そ
の辺を頭に入れておけば良いのではないですか。

10番 平原委員 | だから、今まではこの469平方メートルの管理で150日と書いたと思うんですよ。
だから、今後は、この契約がいけば200日以上になると思います。

事務局 | 今回は、修正で、今実際に来ていらっしゃる200日位で変更していいんじゃないで
しょうか。

議 長 | 他にありませんか。

10番 平原委員 | このH君は、いつも思たっどん、牛もおらんのに飼料作物じゃがを。
何で、こういう契約が出てくっつけ。

事務局 | 契約をしていないと、WCSですので、戸別所得補償の関係の方で、それはもう確実
にとって、申請をしておりますので。そこらあたりのところは、飼料米で取らざるを得ない
ので、契約を確実にしてあるわけですから。

事務局 | 去年も3人の畜産農家の方と契約をされてます。その方々に引き渡すということですね。作付はHさんがされる。後は、畜産農家の方に渡すのか、売ることか、そこらへんはわかりませんが。

10番
平原委員 | 放棄地の解消でしているのか。

事務局 | 今回からは、放棄地の解消事業ではないです。利用権設定です。周辺を去年作られて、ここは一带が耕作放棄地だったものですから、「まだあるよね」と。そこも自分で解消して飼料作を作りたいという希望があったようです。どう大根占から作りに来て、周りが荒れていて、作れそうな田んぼがあったというようなことで、掘られていっちゃいます。

10番
平原委員 | 5年したら、いけんかと。また、すっどかい。

事務局 | 契約期間は、やっってもらうのが……

10番
平原委員 | 転作の金目的じゃろかいね。

事務局 | 戸別所得補償という制度で、WCS稲を作ると、反当り8万円。その話をここの経済チームの方から聞かれて始まったことだと思います。

10番
平原委員 | 大根占から上がらんでん、田代辺には、そげな衆はおらんたろかいね、ち思っせえを。

事務局 | 結局、牟田田でだれも作らなくなって、荒れた場所ですので、田代地区の人は、なかなか手を出さないから荒れたということです。

そこに目をつけられたというか。反当8万円が魅力だと思います。

4番
木原委員 | 平原委員から、前、指摘があったんで、「こんな指摘があったからね。」と、話はしておきましたので。

議長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第3号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第3号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第3号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請については、原案のとおり許可することに決定しました。

以上で平成25年度第1回錦江町農業委員会定例総会の附議事項を終了いたします。

会長

5番

6番

議事録調整者 折久木まり子